

# 経 済 産 業 省

20231214貿局第1号  
輸出注意事項2023第24号  
経済産業省貿易経済協力局

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について」の制定について

「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に  
係る役務取引許可について」を次のとおり制定し、令和5年12月27日から施行す  
る。

外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシ等に係る役務取引許可について

輸出注意事項 2023 第 24 号 (R5.12.20)

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第25条第6項及び外国為替令（昭和55年政令第260号）第18条第3項並びに外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成22年経済産業省告示第93号。以下「役務取引等告示」という。）の規定に基づき許可を要する役務取引（以下、「本役務取引」という。）の運用等を下記のとおり定め、令和5年12月27日から実施する。

本役務取引における用語の解釈は、本通達によるほか、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）及び「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）（以下、「運用通達」という。）によるものとする。

なお、「外国為替及び外国貿易法第25条第6項の規定に基づくロシア又はベラルーシに係る役務取引許可について」（令和4年3月15日付け輸出注意事項2022第9号）は、令和5年12月26日限り、廃止する。

## 記

### 1 許可の対象

役務取引等告示第2号の2から第2号の6までに掲げる役務取引

### 2 解釈を要する語

役務取引等告示別表第一の解釈は、次の別表1に掲げるところにより行う。

なお、役務取引等告示別表第一中、次の別表1「役務取引等告示別表第一中解釈を要する語」の「解釈を要する語」の欄に掲げる語は、役務通達又は運用通達の規定のほかに、同表の「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、当該「解釈」の欄が二つに分かれているときは、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。

### 3 許可の申請

#### （1）提出書類

- ① 役務取引許可申請書（注） 2通
- ② 申請理由書（様式1） 1通
- ③ 役務取引契約書又は役務取引契約を証するに足る書類の写し 1通
- ④ 誓約書（様式2） 1通
- ⑤ その他必要があると認められる書類

（注）貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年経済産業省令第8号）別紙様式第3

#### （2）提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

### 4 役務取引の許可

上記1の役務取引については原則として許可しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、許可を行うことがある。

- ① 食品・医薬品に関するもの
- ② 人道支援の目的のもの
- ③ サイバーセキュリティの確保に関するもの
- ④ 航空の安全に関するもの
- ⑤ 海洋の安全に関するもの

- ⑥ 消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））
- ⑦ 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- ⑧ 政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- ⑨ 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別表 2 に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）
- ⑩ 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン 1、サハリン 2 及びアークティック LNG 2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

なお、上記の許可は、次の役務取引許可基準により行う。

- 1 技術が実際に利用する者に到達するのが確からしいか否か
- 2 申請内容にある利用する者が技術を使用するのが確からしいか否か
- 3 技術が国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げるおそれがないことが確からしいか否か
- 4 技術が利用する者によって適正に管理されるのが確からしいか否か
- 5 申請内容が①～⑩の各号に該当すると判断するに足りるものであるか否か

## 5 許可の条件

許可に係る事項の確実な実施を図るため、役務取引の形態等により、据付確認報告、積み戻しその他必要な条件を付すことがある。

別表 1 役務取引等告示別表第一中解釈を要する語

| 解釈を要する語      | 解釈                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 技術           | <p>輸出貿易管理令別表第 2 の 3 に掲げる貨物（以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものに限る。）の据付、操作及び保守点検のための必要最小限の技術（プログラムのうちソースコードのものを除く。）であって、当該貨物を輸出する者が、当該輸出する貨物を使用するためのものとして、当該輸出に直接伴ってする取引において提供するものを除く。</p> <p>イ 輸出貿易管理令第 2 条第 1 項の規定に基づき承認を取得したもの</p> <p>ロ 輸出貿易管理令第 4 条第 2 項の規定が適用されるもの</p> <p>ハ 運用通達 2－1－1 の 3（3）又は（5）の規定により、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 に掲げる品目に含まれないもの</p> |
| 実時間処理        | 電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわらず、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ダイナミックルーティング | 電気通信信号を送受信する機器がもつ、電気通信信号を送信するに当たり、自動的に宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能をいう。                                                                                                                                                                                                                                    |

|                 |                                                                             |                                                                                                            |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適応制御を行うためのプログラム |                                                                             | あらかじめ蓄積されたパートプログラム及びパートプログラムの配置のためにあらかじめ蓄積されたストラテジを用いて、フレキシブル製造システムに組み込んだ機能的に同一の装置の再スケジュールのみを提供するプログラムを除く。 |
| 同期デジタルハイアラーク    | 異なる種類のメディア上で同期伝送フォーマットを使用して多様な形式のデジタル情報を制御し、多重化し、かつ、アクセスする手段を提供するデジタル階層をいう。 |                                                                                                            |
| 同期光伝送網          | 光ファイバー上で同期伝送フォーマットを使用して多様な形式のデジタル情報を制御し、多重化し、かつ、アクセスする手段を提供するネットワークをいう。     |                                                                                                            |

別表 2

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

様式 1

役務取引許可申請理由書

経済産業大臣 殿

年 月 日

住所：

氏名：

今般、申請する役務取引の概要は以下のとおりであり、外国為替令第 18 条第 3 項の  
経済産業大臣が指定する役務取引等（平成 22 年経済産業省告示第 93 号）第 号に規  
定するものに該当するので申請します。

1. 役務の概要

2. 取引の相手方等

- （1）役務取引の相手方の氏名又は名称：
- （2）役務取引の相手方の住所又は所在地：
- （3）利用する者の氏名又は名称：
- （4）利用する者の住所又は所在地：

3. 申請の理由

様式 2

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所：

氏名：

誓約書

今般申請する\_\_\_\_\_との役務取引に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

1 取引の相手方等

- (1) 役務取引の相手方の氏名又は名称：
- (2) 役務取引の相手方の住所又は所在地：
- (3) 利用する者の氏名又は名称：
- (4) 利用する者の住所又は所在地：

2 役務の概要（下記 3 の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該役務は、提供先において下記の用途に使用されます。

- ☐ 食品・医薬品に関するもの
- ☐ 人道支援の目的のもの
- ☐ サイバーセキュリティの確保に関するもの
- ☐ 航空の安全に関するもの
- ☐ 海洋の安全に関するもの
- ☐ 消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。））
- ☐ 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- ☐ 政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- ☐ 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。）
- ☐ 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン 1、サハリン 2 及びアークティック LNG 2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

（別紙）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国